令和６年度心のテレホン（いじめホットライン）相談事業実施要領

１　趣　　旨

小学校・中学校・県立学校等における教育上の不安や悩みを抱える児童生徒及び保護者等に対して、電話相談を開設し、専任の相談員による電話相談等を行うことで、相談事業の充実を図る。

２　実施機関

佐賀県教育委員会

３　名　　称

児童生徒と保護者のための「心のテレホン」（いじめホットライン）

４　相談電話の設置場所及び電話番号

心のテレホン　　０９５２－３０－４９８９

いじめホットライン　　０９５２－２７－００５１

５　対　　象

・県内小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校に在籍する児童生徒

・保護者

・教職員　　等

６　事業内容

県教育委員会が電話相談に係る業務を専門事業者に委託し、その事業者が雇用した電話相談員が、小学校・中学校・義務教育学校・県立学校等における児童生徒のいじめ、不登校等教育上の悩みに関し、電話による相談に応じる。

７　相談内容

(1)　児童生徒のいじめや不登校等に関する相談

(2)　学校内外における児童生徒の非行防止についての相談

(3)　家庭や地域社会における児童生徒の日常生活についての相談

(4)　その他の児童生徒の悩みや問題行動等についての相談

８　実施方法

(1)　本事業は、電話相談に係る専門事業者に業務を委託する。

(2)　委託事業者の業務は、次のとおりとする。

①　県内小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校に在籍する児童生徒のいじめ、不登校等教育上の悩みに関し、電話相談に応じる。

②　相談事業記録用紙の作成及び相談内容等を集計し、毎月、委託者に報告する。

③　相談者から自殺企図及び緊急を要する内容の電話があった場合、直ちに委託者等に連絡する。

(3)　開設期間及び時間

令和６年（２０２４年）４月１日～令和７年（２０２５年）３月３１日

２４時間対応

９　その他

この要領に定めのない事項については、必要に応じて県学校教育課生徒支援室長が別に定める。